茨城県内の港湾の一部岸壁供用の開始について【第十報】

4月29日午前8時から茨城港日立港区第4ふ頭4ーE岸壁、常陸那珂港区北ふ頭G岸壁、 南ふ頭B岸壁の一部、C岸壁の一部の供用が再開されますのでお知らせします。

1. 利用可能な岸壁の概要(下線表記が今回新たにお知らせするもの)

港(区)名	地区名	岸壁名	水深 ()は吃水 ^{※1}	供用開始日時	備考
<u>茨城港</u> 日立港区	第1ふ頭	1-B	(5.5m)	4/2 8:30	本来水深:-7.5m
		1-C	(5.5m)	3/29 8:30	本来水深:-7.5m
	第2ふ頭	2-B	(6.5m)	3/20 13:00	本来水深:-9m
	第4ふ頭	<u>4−E</u>	(<u>9m</u>)	<u>4/29 8:00</u>	<u>本来水深:−12m</u>
	第5ふ頭	5-D	(9m)	3/20 13:00	本来水深:-12m
<u>茨城港</u> 常陸那珂 港区	北ふ頭	В	-12m	4/1 10:00	1
		С	-10m	3/22 10:00	1
		<u>G</u>	<u>−5.5m</u>	4/29 8:00	_
		Н	-5.5m	3/22 10:00	_
	中央ふ頭	А	-7.5m	3/15 13:00	耐震強化岸壁
		В	-9m	3/22 10:00	1
	南ふ頭	B	<u>−5.5m</u>	<u>4/29 8:00</u>	<u>岸壁延長 80m で供用</u>
		<u>C</u>	<u>(5.5m)</u>	4/29 8:00	<u>本来水深:−7.5m</u> <u>岸壁延長 120m で供用</u>
茨城港 大洗港区	第4ふ頭	第4ふ 頭岸壁	(5m)	3/24 10:00	本来水深:-8m
鹿島港	北公共ふ頭	С	(8m) → -10m	4/2 8:30 制限解除 3/20 13:00 緩和 3/18 17:00 供用	_
	南公共ふ頭	D	$(6m) \rightarrow -7.5m$		
		Е	$(6m) \rightarrow -7.5m$	3/25 10:00 緩和	_
		F	$(6m) \rightarrow -7.5m$	3/22 10:00 供用	
		G	$(6m) \rightarrow (8m)$		本来水深:-10m

※1 吃水表記は、海中に障害物があるため、吃水制限により暫定供用する岸壁。

2. 対象船舶

<u>当該公共岸壁の利用については、港湾管理者が認める船舶が対象となります。</u> なお、港湾管理者はすべての船舶について協議に応じることとしております。

3. 岸壁利用に関する手続きの連絡先

[日立港区] 日立港区事業所 港営課 (電話 0294-52-4000) [常陸那珂港区] 茨城港湾事務所 港営課 (電話 029-270-2111) 〔大洗港区〕大洗港区事業所 港営課 (電話 029-267-2700) 〔鹿 島 港〕鹿島港湾事務所 港営課 (電話 0299-92-2111)

問い合わせ先

茨城県 土木部 港湾課長 富永 幸一 (電話 029-301-4516)

บท์เบร ดเรือ 東平 伸(電話 045-211-7415) 国土交通省 関東地方整備局 港湾空港部 港湾計画課長 東平

茨城海上保安部 交通課長 清隆 (電話 029-262-4106) 守橋

^{たまき} 環 (電話 0299-92-2601) たかはし 鹿島海上保安署 次長





